特集「まくべつ台風被害2016」より

避難の種類を知ろう

町民文芸
まくべつ
第33号・2017

1 避難準備情報　人的被害の発生する危険性が高まった状況のとき。

避難するのに時間がかかる人・支援が必要な人は避難を始める。他の人は避難の準備を始める。

2 避難勧告　人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況のとき。

すべての住民が指定された避難場所に避難を開始する。
＊2016台風10号の時は避難勧告が出された。

3 避難指示　人的被害が発生した、もしくはもうすぐ発生しそうな状況のとき。

まだ避難していない人はただちに指定の避難所へ避難する。
間に合わないときは、命を守る行動をとる。

いざというときに上記の指示が出されても動けないものです。
頭の片隅に入れておくといいかもしれません。